

介紹

道路交通法案



警視廳交通課長 藤岡長敏

第一章 自動車ノ取締

第一條

- 一 本法第一章ノ規定ハ、道路ニ於テ使用セラルム車輛、又ハ道路ニ於テ使用スルニ適スル車輛ニシテ、機械力ニ據リ運轉スルモノ（以下之ヲ自動車（motorvehicle）ト稱ス）、竝ニ自動車ニ牽引セラルム車輛（以下之ヲ被牽引車（trailer）ト稱ス）ニ之ヲ適用ス。但シ特別ノ法令ニ規定セラレサル限り、特別ノ法律又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ、使用ヲ認可セラルヘキ若ハ規定セラレタル電氣軌道及無軌條電車ハ此ノ限ニ在ラス。
- 二 自動車ハ本章ノ規定及之ニ基キテ制定セラルム取締

規則ノ目的ニ從ヒ、左ノ七種ニ區分セラル。

a 重自動車牽引車 (Heavy locomotive) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛ニシテ、載貨 (水、燃料ノ貯藏器、其ノ他運轉ニ必要ナル裝置、小工具及小設備ヲ除ク) ノ運搬ニ適スル構造ヲ有セス、其ノ自重十一噸半以上ノモノヲ謂フ。

b 輕自動車牽引車 (Light locomotive) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛ニシテ、載貨 (前記ノ諸物件ヲ除ク) ノ運搬ニ適スル構造ヲ有セス、其ノ自重七噸四分ノ一以上十一噸半未滿ノモノヲ謂フ。

c 牽引自動車 (motor tractor) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛ニシテ、載貨 (前記ノ諸物件ヲ除ク) ノ運搬ニ適スル構造ヲ有セス、其ノ自重七噸四分ノ一未滿ノモノヲ謂フ。

d 重自動車 (heavy motor car) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛 (輕自動車ヲ除ク) ニシテ、貨物又ハ乘客ノ運搬ニ適スル構造ヲ有シ、自重二噸以上ノモ

ノヲ謂フ。

e 輕自動車 (motor car) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛 (自動自轉車及傷病者用自動車ヲ除ク) ニシテ、貨物又ハ乘客ノ運搬ニ適スル構造ヲ有シ自重左ノ範圍ヲ超エサルモノヲ謂フ。

i 車輛カ單ニ乘客用トシテ造ラレタルモノナル場合ニ於テハ、該車輛ノ乘客定員八名 (運轉手ヲ含マス) 以下ニシテ、タイヤカ制規ノモノナルトキハ三噸。

ii 其ノ他ノモノハ二輛。

f 自動自轉車 (motor cycle) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛 (傷病者用自動車ヲ除ク) ニシテ、自重百封度ヲ超エサル四輪未滿ノモノヲ謂フ。

g 傷病者用自動車 (invalid carriage) トハ、機械力ニ據リ運轉スル車輛ニシテ、自重五百封度ヲ超過セス、肉體の缺陷ヲ有スル者若ハ不具者ノ使用ニ供スル爲、特殊ノ設計並ニ構造ヲ有シ (單ニ改造シタル

ニ止ラス、且之等ノ者ノミノ使用ニ供セラルトモノヲ謂フ。

但シ交通大臣（以外本法ニ於テハ單ニ大臣ト稱ス）

ハ左ノ權限ヲ有ス。

i 重量、構造、タイヤノ性質、用法其ノ他標準ノ如何ヲ問ハス前記ノ種別ヲ細別シ、各細目ニ就キ取締規則ヲ制定シ、本章ニ規定スル種別ヲ取締規則中ノ細目ニ包含セシムルコト。

ii 本條ニ定メラレタル重量ノ最大若ハ最少限度ヲ變更シ、又ハ種別ヲ變更スルコト。

三 本章ノ目的ニ從ヒ、自動自轉車ニ附シタル側車ニシテ、規定ノ條件ニ適合スルモノハ、之ヲ被牽引車ト認メス自動自轉車ノ一部ト看做ス。

第二條

一 車輛ノ種別、構造、重量及用法ニ關シ、本章ノ規定ニ基キテ制定セラレタル取締規則ニ抵觸スル自動車若ハ被牽引車、又ハ車輛ノ接近ヲ信號シ、他ノ車輛ニ背

後ヨリ近接スルコトヲ通告シ、若ハ保安信號方法ニ關スル規定アラハ之ニ違反スル車輛ヲ道路ニ於テ使用スルハ違法ナリ。

二 本條ニ違反シテ自動車若ハ被牽引車ヲ道路ニ於テ使用シ又ハ使用セシメ若ハ之ヲ補助シタル者ハ處罰セラレヘシ。

第三條

一 各種別ニ屬スル自動車ノ速度ニ關スル制限ハ（若シ之ヲ設クトセハ）本章ノ規定ニ基ク取締規則ニ依リ、同一種別ノ車輛ニ就キ、異ル狀態ニ於ケル異ル制限ヲ規定スヘシ。但シ此ノ目的ニ對スル取締規則ノ制定セラルマテハ、別表第一號ニ記載スル各種ノ車輛ニ關スル速度制限ニ違フヘキモノトス。

二 前記ノ取締規則ニ於テ、自動車又ハ自動自轉車カ被牽引車ヲ牽引スル場合、ソレニ關スル自重、積載定量若ハ乘客定員カ規定ノ制限ヲ超ユル場合、又ハ構造及設備ニ關スル規定ニ從ハサル場合ニ於ケル速度ノ制限

ヲ規定スヘシ。但シ前記ノ場合ヲ除クノ外、輕自動車
(重自動車ヲ除ク)又ハ自動車ニ關スル速度ノ制限ハ
取締規則ヲ以テ之ヲ規定スヘキニ在ラス。

三 自動車ノ各種別ニ關スル速度ノ制限カ、取締規則又
ハ前記別表ニ依リ定メラレタルトキ、該取締規則若ハ
別表ニ規定セラシタル速度ヲ超過シテ、其ノ種別ノ自
動車ヲ道路ニ於テ運轉シタル者ハ處罰セラルベシ。

四 本條ニ違反シ處分ヲ受ケタル者ト雖、運轉手免許證
ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ奪ハルヽコトナシ。
五 本條ノ目的ニ從ヒ、單ニ證人ノ證言ノミヲ以テ、規
定ノ速度ヲ超過シテ運轉シタルモノト斷定セラルヽコ
トナシ。

前條ニ對スル選擇條項

第三條

一 道路ニ於テ時速——哩以上ノ速度ヲ以テ自動車ヲ運
轉シタル者ハ處罰セラルヘシ。

〔但シ時速——哩以上ノ速度ヲ以テ自動車ヲ運轉シタ
ル者ト雖、其ノ場合ニ於ケル環境ニ照シ、其ノ速度カ
過度ニ非サリシコトヲ立證シ、裁判所ノ満足ヲ得タル
トキハ、本項ノ處罰ヲ受ケルコトナシ。〕

二 大臣ハ自動車ノ種別ニ依リ、又ハ同一種別ノ自動車
ニ就キテハ其ノ狀態ノ異ルニ從ヒ、規定ヲ以テ速度ノ
制限ヲ緩和スルコトヲ得。但シ此ノ目的ニ對スル取締
規則ノ制定セラルヽマテハ、各種別ノ車輛ニ關スル速
度ノ制限ハ、別表第一號ニ遵フヘキモノトス。

三 前記ノ取締規則ニ於テ、自動車又ハ自動自轉車カ被
牽引車ヲ牽引スル場合、ソレニ關スル自重、積載定量
若ハ乘客定員カ規定ノ制限ヲ超ユル場合、又ハ構造及
設備ニ關スル規定ニ從ハサル場合等ニ於ケル速度ノ制
限ヲ規定スヘシ。但シ前記ノ場合ヲ除クノ外、輕自動
車、重自動車ヲ除ク)又ハ自動自轉車ニ關スル速度ノ
制限ハ、取締規則ヲ以テ之ヲ規定スヘキニ在ラス。

四 自動車ノ各種別ニ關スル速度ノ制限カ、取締規則又

ハ前記別表ニ依リ定メラレタルトキ、該取締規則若ハ別表ニ規定セラレタル速度ヲ超過シテ、其ノ種別ノ自動車ヲ道路ニ於テ運轉シタル者ハ處罰セラルヘシ。

五 本條ニ違反シ處分ヲ受ケタル者ト雖、運轉手免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ奪ハルムコトナシ。

六 本條ノ目的ニ從ヒ、單ニ證人ノ證言ノミヲ以テ、規定ノ速度ヲ超過シテ運轉シタルモノト斷定セラルムコトナシ。

第四條

一 道路ニ於テ自動車ヲ不注意若ハ疎漏ニ運轉シ、又ハ公衆ニ危險ヲ及ホス速度若ハ方法ヲ以テ運轉シタル者ハ其ノ場合ニ於ケル環境、道路ノ性質、狀態及用法、竝ニ當時ニ於ケル實際ノ交通量又ハ合理的ニ想像シ得ル交通量等ヲ考慮シ、左ノ標準ニ依リ處罰セラルヘシ。

a 卽決裁判ニ依リ、三箇月以下ノ禁錮又ハ五十磅以下ノ罰金ニ處セラレ、事犯二回以上ニ及フトキハ、三箇月以下ノ禁錮又ハ百磅以下ノ罰金若ハ兩者ヲ併

課セラルヘシ。

b 正式裁判所ニ依リ、六箇月以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處セラルヘシ。

但シ本條ニ規定スル二回以上ノ事犯ニ關シ、正式裁判所ハ本章ノ規定ニ基キ、違反者ノ運轉手免許證ノ保有若ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪スルコトヲ得、然レトモ此ノ規定ハ、裁判所ニ對シ初犯者ニ關スル斯ル權能ヲ認メタルモノニ非ス。

二 本條ニ規定スル違反行爲ヲ幫助若ハ教唆シ、又ハ違反事實ノ行ハレタルトキ當該車輛中ニ在リシコトヲ立證セラレタル者ハ、運轉手免許證ヲ保有若ハ取得スル資格ノ剝奪ニ關スル本章ノ規定ノ目的ニ從ヒ、自動車ヲ運轉シタル者ト看做ス。

第五條

一 道路ニ於テ不注意ニ自動車ヲ運轉シ、又ハ道路ヲ使用スル第三者ノ安全、慰安若ハ利便ニ關シ、合理的ナル考慮ヲ缺キテ運轉シタル者ハ處罰セラルヘシ。

二 本條ハ告訴セラレタル行爲ニシテ、前條ノ犯罪ヲ構成セス又ハ裁判所カ前條ニ依ラス本條ヲ以テ處斷スヘキモノト認ムル程度ノ事犯ニ之ヲ適用ス。

三 本條ノ規定ニ依リ處分ヲ受ケタル者ト雖、運轉手免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ、奪ハルヽコトナシ。

第六條 前三條ノ規定ニ違反シ訴追ヲ受ケタル者ト雖、其ノ犯行當時ニ告訴カ通告セララル、カ、又ハ犯行後二十八日以内ニ犯行者若ハ當該車輛ノ所有者トシテ登錄セラレタル者ニ對シ、告訴ノ通告カ書留郵便ヲ以テ發送セララルルニ非ラサレハ、有罰ノ決定ヲ受クルコトナシ。但シ此ノ手續ヲ缺如セル理由カ、十分ナル注意ヲ拂ヒシニ拘ラス、犯行者ノ住所氏名又ハ車輛ノ登錄セラレタル所有者ノ住所氏名ヲ、前記ノ二十八日以内ニ確知シ得サリシニ依ルコトヲ立證シ得タルトキハ、有罪ノ決定ヲ爲スヲ妨ケス。

第七條

一 道路其ノ他公共の場所ニ於ケル自動車ノ管理中泥酔セル者ハ、即決裁判ニ依リ、四箇月以下ノ禁錮若ハ五十磅以下ノ罰金又ハ兩者ヲ併課セラルヘシ。

二 前項ニ規定スル罪ヲ犯シタル者ハ、(長期ノ資格剝奪ヲ命シ得ル裁判所ノ權限ニ偏執セスシテ)判決確定ノ日ヨリ十二箇月間、運轉手免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セララル。

三 裁判所ハ、處罰セラレタル者ノ保有スル運轉手免許證ニ對シ、其ノ處分ノ内容ヲ記入スルコトヲ命スヘシ。

四 本條ニ違反シ處罰セラレタル者ハ、道路其ノ他公共的ノ場所ニ於ケル車輛ノ管理中、泥酔セル者ノ罪ヲ規定シタル一八七二年免許條例 (Licensing Act) 第十二條ニ依リ處罰セララルヽコトナシ。

第八條

一 自動車ヲ運轉スル者ニシテ、其ノ自動車ヲ運轉シテ道路上ニ出テタル爲、歩行者、騎馬乘車等狀態ノ如何ヲ問ハス他人又ハ他人ノ管理スル車輛、馬匹、牛、羊

若ハ犬ニ對シ事故ヲ發生セシメタルトキハ、停車シ要求ニ應ジテ自己ノ住所氏名車輛所有者ノ住所氏名及車輛番號ヲ通告スヘシ。

二 前項ノ事故發生シタル場合ニシテ、住所氏名ヲ通告スヘキ者在ラサルトキ、若ハ住所氏名ノ通告ヲ要求スヘキ者無キトキ、又ハ他人ノ管理ニ屬セサル車輛、馬一匹、牛、羊若ハ犬ニ對シ事故ヲ發生セシメタルトキハ自動車ヲ運轉セシ者ハ事故發生後二十四時間以内ニ、最寄警察署ニ其ノ旨申告スヘシ。

但シ本條ニ違反シタル者ト雖、前記ノ時間内ニ何レカノ警察署ニ事故ヲ申告シタルコトヲ立證シタルトキハ、處罰ヲ受クルコトナシ。

三 故意ニ本條ニ違反シ又ハ本條ヲ遵守セサル者ハ處罰セラルヘシ。

第九條

一 危險ナル運轉、不注意ナル運轉又ハ自動車管理中ノ泥酔等、本法前記ノ諸條項ニ違反シタル運轉手ニシテ

其ノ住所氏名ノ申告ヲ偽リ、又ハ之ヲ拒ミタル者ハ處罰セラルヘシ。

二 自動車ヲ運轉スル者ニシテ前號ニ規定スル犯罪ヲ行ヒ、又ハ要求セラレタルニ拘ラス住所氏名ヲ告ケス、若ハ免許證ノ提示ヲ拒ミ、又ハ自動車ニ車輛番號ヲ附セサルモノアルヲ發見シタル警察官吏ハ、逮捕狀ヲ要セスシテ之ヲ逮捕スルコトヲ得。

第十條

一 重自動車牽引車及輕自動車牽引車ニ在リテハ、之ヲ運轉若ハ之ニ陪乘スル者、二名アルコトヲ要ス。

二 自動車ニ依リ一輛以上ノ被牽引車ヲ牽引スルトキハ各車輛ニ一名ノ陪乘者ヲ附スヘシ。

三 自動車又ハ被牽引車ニ關シ本條ノ規定ニ違反シタルトキハ、該自動車ノ所有者ヲ處罰ス。

第十一條

一 自動車又ハ被牽引車ノ運轉中、道路ニ於テ之ニ飛乗り、懸垂シ若ハ持把シタル者ハ處罰セラルヘシ。

但シ其ノ車輛ノ運轉手又ハ管理者カ之ヲ知リテ承認シタルコトヲ立證シ、本項ニ依ル訴追ノ抗辯トナスコトヲ得。

二 道路其ノ他公共ノ場所ニ停車スル自動車内ニ侵入シ、制動機又ハ他ノ機關部ヲ弄タル者ハ處罰セラルヘシ。

第十二條

一 本章ノ規定ニ基ク取締規則ニ依リ、地方委員會若ハ道路管理者ヨリ委任セラレタル者、又ハ地方委員會若ハ道路管理者ノ爲警察部若ハ警察署長ヨリ委任セラレタル警察官吏ハ、自動車ヲ管理スル者ニ對シ、其ノ自動車若ハ之ニ牽引セラル、被牽引車ノ重量及車輛荷重ヲ計量シ、又ハ此ノ目的ノ爲計量器其ノ他ノ機械的設備アル箇所ニ到ルヘキコトヲ要求スルコトヲ得。車輛管理者ニシテ此ノ要求ヲ拒ミ又ハ之ヲ無視シタルトキハ處罰セラルヘシ。

但シ前記ノ委任ヲ受ケタル者若ハ警察官吏ト雖、車

輛ノ管理者ニ對シ、其ノ車輛ノ自重ヲ計量スル爲載荷ヲ卸サシメ、若ハ之ヲ卸スコトヲ要求スヘカラス。

二 前項ノ要求ノ行ハレタル場合ニシテ、其ノ車輛カ計量器其ノ他ノ機械的設備アル箇所ヨリ一哩以上ノ位置ニ在リ、且其ノ重量ニシテ法定ノ制限内ナルコト判明シタルトキハ、該要求ヲ爲サシメタル地方委員會若ハ道路管理者ハ、依テ生シタル損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス。其ノ賠償額ニ付當事者ノ意見一致セサルトキハ當事者ノ協定シタル一人ノ仲裁者又ハ大臣ノ任命シタル者ニ於テ之ヲ決定ス。

三 本條ノ規定ニ依リ計量セラレタル自動車又ハ被牽引車ニ對シテハ、重量證明書ヲ交附ス。重量證明書ヲ有スル自動車又ハ被牽引車ハ、同一行程ニ於テ更ニ計量セラルメコトナシ。

四 郡、市、區ノ委員會ハ、自動車及被牽引車ノ重量ヲ計量スル機械ヲ設置シ、又ハ其ノ設置ニ關シ他ノ委員會ト協定シ若ハ其ノ設置費ヲ他ノ委員會又ハ人ト互ニ

補助シ合フコトヲ得。但シ斯ル機械ノ設置又ハ補助金ノ制度ハ、委員會カ一八八八年地方廳條例 (Local Government Act, 1888) ニ依ルモノナルトキ、及一八七

五年保健條例 (Public Health Act, 1875) ニ依ルモノナルトキハ其ノ目的事項タルコトヲ要ス。

第十三條 本章ノ規定竝ニ自動車ノ道路上ニ於タル使用ニ關スル法令ノ目的ニ依リ、車輛ノ自重トハ、車體及道路ニ於テ運轉スル際必要缺クヘカラサル部分、若ハ通常必要トスヘキ部分ヲ合セタルモノヲ謂フ。但シ水、燃料、蓄電器 (ボイラトヲ除ク) 及小工具若ハ小設備ハ之ヲ除ク。

然レトモ七噸四分ノ一以上ノ重自動車ニシテ、附加構造カ取外シ得ス、且車軸荷重カ本章ノ制限ヲ超過セサルモノナルトキハ、該車輛ノ自重ハ之ヲ七噸四分ノ一ト看做ス。

第十四條

一 本條ノ目的上、免許ヲ受ケスシテ道路ニ於テ自動車

ヲ運轉シ、又ハ自動車ヲ運轉セシムル爲、免許ヲ有セサル者ヲ雇用スヘカラス。本規定ニ違反シタル者ハ處罰セラレヘシ。

二 身體ノ適應性ニ關スル本章ノ規定ニ從ヒ、地方委員會ハ其ノ管内ニ居住スル者ニシテ、五志ノ手数料ヲ納付シ、所定ノ願書ヲ提出シ且本章ノ規定ニ基ク裁判所ノ命令ノ有無竝ニ年齢ニ關スル所定ノ誓明ヲ爲シタル者ニ對シテハ、自動車運轉手免許證ヲ交付ス。但シ本章ノ規定ニ基キ、裁判所ニ於テ運轉手免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス。

三 運轉手免許證ハ取消セラレサル限り、交付ノ日ヨリ十二箇月間有効ニシテ、免許證交付ニ關スル規定ト同一ノ規定ニ依リ再下付ヲ受クルコトヲ得。但シ年齢ニ關スル誓明ヲ爲スヲ要セス。

四 自動車ヲ運轉スル者ハ、警察官吏ノ要求アリタルトキハ、其ノ免許證ヲ提示スヘシ。若シ之ヲ爲ササルト

キハ、五磅以下ノ罰金ニ處セララルヘシ。

但シ免許證ノ提示ヲ要求セラレタル後三日以内ニ免許證保有者カ當該管轄内警察署又ハ免許證ノ提示ヲ要求セラレタルトキ指定シタル警察署ニ出頭シテ其ノ免許證ヲ提示シタルトキハ、本項ノ規定ニ依リ處罰セララル、コトナシ。

五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ、運轉手免許證ヲ取得スル資格ヲ有セス。

a 十七歳未満ノ者。

b 交付セラレタル免許證カ有効期間中ナルトキ又ハ停止期間中ナルトキ。

c 本章ノ規定ニ依ル有罪ノ決定又ハ之ニ基ク裁判所ノ命令ニ依リ免許證取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラレタル者。

但シ自動自轉車ノ運轉ニ限ラレタル免許證ハ、十五歳以上ノ者ニ交付スルコトヲ得。

六 如何ナル訴訟ニ於テモ、運轉手免許證ヲ交付セラレ

タル事實ハ、免許證ヲ得タル目的ヲ以テ、十七歳又ハ

十五歳以上ナリト誓明シタル證據トナリ、又免許證ヲ交付セラレタル事實又ハ再下付ヲ受ケタル事實ハ、免許證ヲ得ル目的若ハ再下付ヲ受ケル目的ヲ以テ、免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラレタルコトナシト誓明シタル證據トナル。

第十五條

一 運轉手免許證ノ交付又ハ再下付ヲ申請スル者ハ、出願様式中ニ列擧セラレタル疾病若ハ肉體の缺陷ノ有無又ハ自動車ヲ運轉スルコトニ依リ公衆ニ危害ヲ及ス虞アル疾病若ハ肉體の缺陷ノ有無ニ就キ、所定ノ様式ニ依リ申告スルコトヲ要ス。

二 申告ニ依リ出願人ニ前記ノ疾病若ハ肉體の缺陷アルコト判明シタルトキハ、地方委員會ハ免許證ノ交付又ハ再下付ヲ拒否スヘシ。

但シ

a 傷病者用自動車ノ運轉ニ限ラレタル免許證ハ、委

員會ニ於テ支障ナシト認ムル場合ニ限り、之ヲ交付スルコトヲ得。

b 前記ノ疾病若ハ肉體的缺陷アル場合ヲ除クノ外、出願人ハ所定ノ手数料ヲ納付シ、自動車ノ運轉ニ關スル適否又ハ能不能ニ付、試験ヲ要求スルコトヲ得所定ノ試験ニ合格シ失格ノ事實ナキトキハ、免許ノ交付又ハ再下付ヲ受ク。但シ試験ニ於テ特殊ナル構造又ハ設計ノ車輛ノミノ運轉ニ適スルコト判明シタル場合ハ、其ノ種類ノ車輛ノ運轉ニ限ラレタル免許證ヲ交付セラルヘキモノトス。

c 本法ノ施行ニ當リ、一九〇三年自動車條例ニ依ル運轉手免許證ノ保有者カ、本法ニ依ル免許證ノ交付ニ關スル最初ノ出願ヲ爲シタルトキハ、該出願人ニシテ疾病又ハ肉體的缺陷アルニ拘ラス引續キ自動車ノ運轉ニ從事シタルコト、(若シ特種自動車ノ運轉ニ關スルモノナルトキハ、出願前六箇月間引續キ其ノ種類ノ自動車ノ運轉ニ從事シタルコト) 竝ニ其ノ疾

病又ハ肉體的缺陷ノ爲、自動車又ハ特種自動車ヲ運轉スルコトニ因リ、公衆ニ危害ヲ及ス虞ナカリシコトヲ誓明シタル場合ニ限り免許證ヲ交付ス。

d 前記ノ試験ヲ通過シ交付セラレタル免許證ノ再下付ニ關スル願出、又ハ前掲但書ニ規定セラレタル誓明アリタルトキハ、免許證ノ再下付ヲ爲ス。但シ身體ノ適應性ニ關スル誓明ヲ爲シタル後、其ノ疾病若ハ肉體的缺陷カ増進シ、又ハ當時發見セラレザリシ疾病若ハ肉體的缺陷カ發見セラレタルトキハ、此ノ限ニ在ラス。

三 免許證ノ交付ヲ願出ツル者ニシテ、本條ノ規定ニ依ル試験ニ通過スル爲、自動車ノ運轉ヲ習得セムトスルトキハ、委員會ニ申請シテ、三箇月間ノ有効期間ヲ附シタル豫備免許證ノ交付ヲ受クルコトヲ得。該免許證ハ所定ノ形式ヲ具備シ、且所定ノ條件ニ隨ヒ交付スルコトヲ要ス。豫備免許證ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ、交付條件ニ違反シタルトキハ處罰セラル

四 委員會ハ報告ニ基キ、運轉手免許證ヲ有スル者ニシ

テ、自動車ノ運轉ニ依リ公衆ニ危害ヲ及ス虞アル疾病
若ハ肉體の缺陷アリト信スヘキ理由アリ、且審査ノ結
果之ヲ確認シタルトキハ、本條ノ規定ニ依ル試驗ニ通
過シタルト否トヲ問ハス、其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

但シ前記ノ疾病若ハ肉體の缺陷ヲ有セサル限り、運

轉手免許證ヲ有スル者ハ、自動車ノ運轉ニ關スル適否
又ハ能不能ニ付、試驗ヲ要求スルコトヲ得、其ノ試驗
ニ合格シタルトキハ、免許ヲ取消サル、コトナシ。

五 免許證ノ交付若ハ再下付ニ關スル委員會ノ拒否、又

ハ本條ノ規定ニ依ル免許取消處分ニ對シ不服ヲ有スル
者ハ、該委員會ノ所在地ヲ管轄スル即決裁判所ニ、訴
願ヲ提起スルコトヲ得。訴願ヲ受理シタル裁判所ハ、
委員會ノ爲シタル事項ニ付權限ヲ有ス。

第十六條 本章ノ規定ニ違反シタル者、又ハ自動車ノ運轉

ニ關スル違反ヲ行ヘル者ニ對スル訴追ヲ受理シタル裁判
所ハ、左ノ各號ニ依ルゴトヲ要ス。

a 本章ニ於テ之ニ異ル明文ヲ設ケタル場合ヲ除クノ

外、裁判所ニ於テ適當ト認ムル期間、運轉手免許證
ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪スヘキモノトス
但シ其ノ違反事實カ、特種ノ自動車ニ關シテ行ハ

レタルモノナルトキハ、資格ノ剝奪ハ其ノ種類ノ車
輛ニ關シテノミ、之ヲ行フヘキモノトス。

b 資格剝奪ノ命令カ發セラレ、又ハ有罪決定ノ結果
若ハ本章ノ規定ニ依ル資格ノ剝奪カ決定セラレタル
場合ニ在リテハ、當該免許證若ハ其ノ後再下付セラ
レタル免許證ニ、其ノ旨記入スヘキモノトス。

第十七條

一 有罪決定ノ結果又ハ本章ノ規定ニ基ク命令ニ依リ、
資格ヲ剝奪セラレタル者カ、運轉手免許證ノ保有者ナ
ルトキハ、其ノ免許證ノ效力ハ、資格剝奪期間中停止
セラル。

二 本有罪決定ノ結果又ハ本章ノ規定ニ基ク命令ニ依リ
運轉手免許證ノ保有者ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラ

レタル者ハ、資格剝奪ノ決定アリタル日ヨリ三箇月ヲ經過シタル後、其ノ決定又ハ命令ヲ爲シタル裁判所ニ資格剝奪ノ解除ヲ願出ツルコトヲ得。資格剝奪解除ノ願出アリタルトキハ、其ノ者ノ性質、其ノ後ノ行狀、

違反事實ノ情狀其ノ他當時ニ於ケル狀況ヲ考慮シ、適當ト認メタルトキハ、命令ヲ以テ記載日附以後ニ於ケル資格ノ剝奪ヲ解除シ又ハ解除セサルコトヲ得。裁判所カ資格剝奪ノ命令ヲ爲シタルトキ、其ノ出願者カ免許證ヲ有スル場合ニ在リテハ、其ノ命令ノ細目ヲ該免許證ニ記入スヘキモノトス。裁判所ハ如何ナル場合ニ於テモ、出願人ニ對シ出願費用ノ全部若ハ一部ノ支拂ヲ命スルコトヲ得。

但シ本項ノ規定ニ依リ出願ヲ拒否シタルトキハ、三箇月以内ニ於ケル再出願ハ之ヲ受理セス。

三 本章ノ規定ニ基キ免許證ニ所要ノ事項ヲ記入スル爲裁判所ヨリ要求セラレタルトキハ、相當ノ時間内ニ其ノ免許證ヲ提出スヘシ。之ヲ爲ナサルトキハ處罰セラ

ル。若シ記載事項ヲ記入スル爲、免許證ノ提出ヲ命セラレ、之ヲ提出セザルトキハ、該免許證ノ保有者カ裁判所ノ命令ヲ通告セラレタル時ヨリ、之ヲ提出スルマテ、其ノ效力ヲ停止ス。

四 本章ノ規定ニ依リ免許ノ停止アリタルトキハ、其ノ期間中免許證ハ效力ヲ失フ。

五 何人ト雖、本章ノ規定ニ依リ免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ失ヘルニ拘ラス、其ノ失格期間内ニ免許證ノ交付ヲ願出若ハ之ヲ取得シタルトキ、免許證ニ記載セラルヘキ命令ヲ受ケタルニ拘ラス、其ノ命令ヲ申告セスシテ免許證ノ交付ヲ願出若ハ之ヲ取得シタルトキ、本章ノ規定ニ基ク有罪決定ノ結果又ハ裁判所ノ命令ニ依リ免許證ノ保有又ハ取得ニ關スル資格ヲ失ヘルニ拘ラス、其ノ失格期間内ニ道路ニ於テ自動車ヲ運轉シタルトキ、又ハ其ノ失格カ特種ノ自動車ヲ運轉スル場合ニ限ラルニ拘ラス、其ノ種類ノ自動車ヲ道路ニ於テ運轉シタルトキハ、即決裁判ニ依リ三箇月以下

ノ禁錮又ハ正式裁判ニ依リ六箇月以下ノ禁錮ニ處セラレ、取得シタル免許證ハ無効トス。

六 本章ノ規定ニ基ク命令、又ハ本法ニ依リ廢止セラレタル關係條例ニ依リ、保有又ハ取得スル免許證ニ記載

セラルヘキ命令ヲ受ケタル後、三年以上繼續シテ斯ル命令ヲ受ケサリシトキハ、本章ノ規定ニ依リ五志ノ手數料ヲ納付シテ、何等ノ記載事項ナキ新免許證ノ交付若ハ再下付ヲ受クルコトヲ得。

但シ三箇年ノ期間ノ算定ニ關シテハ、免許證ノ保有又ハ取得ノ資格ヲ缺ケル期間ヲ算入セス。

七 裁判所カ免許證ニ記載セラルヘキ細目ヲ命令シタル

トキハ、其ノ免許證ヲ交付シタル委員會ニ之ヲ通知スヘシ。有罪ノ決定又ハ裁判所ノ命令ニ依リ、運轉手免許證ノ保有若ハ取得ニ關スル資格ヲ失ヒタル場合ニ在リテハ、裁判所ハ其ノ者ノ居住地ノ委員會ニ、有罪ノ決定又ハ裁判所ノ命令ヲ通告スベシ。記載事項ヲ記入スル爲免許證ノ提出アリタルトキハ、裁判所ハ之ヲ保

管シ其ノ免許證ヲ交付シタル委員會ニ送致スヘシ。委員會ハ失格期間満了後、其ノ免許證ニ關スル有權者カ文書ヲ以テ返還ノ請求ヲ爲スマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス。

八 訴願ヲ許サレタル命令ニ對シテ訴願ノ提起アリタル場合、又ハ有罪ノ決定カ取消サレタルトキハ、其ノ命令ヲ爲シタル裁判所又ハ有罪ヲ決定シタル裁判所ハ、其ノ命令若ハ有罪決定ヲ受ケタル者ノ居住地ノ委員會ニ其ノ旨通知スルコトヲ要ス。

第十八條 本章ノ規定又ハ之ニ基ク裁判所ノ命令ニ依リ、免許證ノ保有若ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラレタル者ハ、有罪ノ決定ニ對スル場合ト同様、其ノ命令ニ關スル訴願ヲ提起スルコトヲ得。訴願ノ提起アリタルトキ裁判所ニ於テ適當ト認メタルトキハ之ヲ受理シ、其ノ命令ノ執行ヲ一時中止スルコトヲ得。

第十九條 其ノ管轄區域内ニ在ル道路ニ關シ權限ヲ有セル地方委員會ハ、取締規則ニ依リ制限セラレタル重量ヲ超

過スル被牽引車ノ牽引ヲ許可スルコトヲ得許可ヲ受ケタルトキハ取締規則ニ依リ制限セラレタル重量ヲ超過スルモ許可ノ範圍ナル場合ニ在リテハ處罰セラル、コトナシ

第二十條

- 一 橋梁管理者ニ於テ、其ノ橋梁カ一定ノ重量以上ノ荷重ニ耐エスト認メタルトキハ、該橋梁上又ハ其ノ附近ノ見易キ箇所ニ告示シ、之ニ明記スル以上ノ重量ヲ有スル自動車、被牽引車若ハ車輛荷重ノ車輛ヲ該橋梁上ニ於テ使用スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得。
- 二 前記ハ告示ニ違反シテ、自動車又ハ被牽引車ヲ橋梁上ニ於テ運轉シ若ハ運轉セシメタル者ハ、該橋梁ニ與ヘタル損害賠償責任ノ有無ニ拘ラス、處罰セラルヘシ
- 三 本條ノ規定ニ依ル橋梁ノ使用制限若ハ禁止ニ不服ナル者ハ、大臣ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得。大臣ハ該橋梁カ告示ノ制限以上ノ重量又ハ車輛荷重ニ耐エ得、且制限若ハ禁止ノ理由ナシト認メタルトキハ、其ノ制限若ハ禁止ノ解除又ハ變更ヲ命スルコトヲ得。大臣ノ命

令アリタルトキハ、橋梁管理者ハ指定セラレタル期間内ニ其ノ命令ヲ實施スルコトヲ要ス。若シ之ヲ爲ササルトキハ、大臣ニ於テ命令ニ從ヒ告示ノ撤去又ハ變更ヲ行ヒ、該告示ヲ爲シタル者ヨリ、之ニ要シタル費用ヲ補償セシムルコトヲ得。

- 四 大臣ハ自己ノ好ム所ニ從ヒ、仲裁者又ハ其ノ他ノ者トシテ、本條ノ規定ニ依ル訴願ノ裁決ヲ爲スコトヲ得大臣カ仲裁者トシテ裁決ヲ爲ス場合ニ在リテハ大臣ノ仲裁ニ關スル一八六八年鐵道取締條令 (Regulation of Railways Act)ノ規定及其ノ改正規定ノ條項ヲ準用ス。
- 五 本條ノ規定ニ基キ、大臣カ橋梁ニ關スル命令ヲ發シタル後ト雖、該橋梁ノ管理者ニ於テ、其ノ橋梁又ハ交通ノ狀況ニ變更ヲ來シ、制限若ハ禁止ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキハ、其ノ制限若ハ禁止ヲ爲スヲ妨ケス。但シ斯クノ如キ制限若ハ禁止アリタルトキハ、本條ニ規定スル訴願ヲ提起スルコトヲ得。
- 六 既に裁決ヲ爲シタル問題ニ付、重ネテ訴追ノ提起ヲ

リタルトキハ、大臣ハ其ノ裁決ヲ拒否スルコトヲ得。

七 本章ノ規定ニ依リ廢止セラレタル法令ニ基キ、又ハ

之ニ依リ附與セラタル權限ニ基キ、本法實施前ニ設置

セラレタル制限外車輛ノ橋梁使用ニ關スル制限若ハ禁

止ノ告示ハ、之ヲ本章ノ規定ニ依リ設置セラレタルモ

ノト看做ス。

第二十一條 自動車ヲ運轉シテ道路上ニ出テタルコトニ依

リ事故ヲ生シ、其ノ事故ノ原因カ左ノ各號ノ一ニ該當ス

ト認メラル、トキハ、大臣ハ其ノ原因ニ付調査ヲ命スル

コトアルヘシ。

a 其ノ道路ノ性質竝ニ特徴又ハ其ノ道路ノ表面ノ性

質竝ニ特徴カ、事故ノ唯一又ハ助成の原因ナル場合

b 車輛若ハ道路ノ設計上若ハ構造上ノ缺陷、又ハ車

輛若ハ道路ヲ構成スル材料ノ不備カ、唯一又ハ助成

の原因ナル場合。

第二十二條 自動車ニ使用スル石油其ノ他ノ引火性液體若

ハ燃料ノ貯藏及用法ニ關シテハ、府縣令ヲ以テ定メラレ

タル取締規則ニ遵據スルコトヲ要ス。前記ノ府縣令ニ依

ル取締規則ハ、一八七二年乃至一九二六年石油條例 (Pe-

troleum Acts) ノ規定ニ拘ラス效力ヲ有ス。

第三十三條 大臣ハ本章ノ規定ニ基キ取締規則ヲ制定シ、

又本章ノ施行規則ヲ制定スルコトヲ得。但シ左ノ各號ノ

事項ヲ規定スルコトヲ要ス。

a 車輛ノ直徑、タイヤノ幅員及其ノ性質、自動車

及被牽引車ノ幅員煤煙ノ消除蒸氣及火ノ粉ノ放散其

ノ他自動車竝ニ被牽引車ノ構造及用法ニ關スル事項

b 重自動車及重自動車ニ關スル自重ノ最大限度

自動車及被牽引車ノ總重量、車輛荷重、竝ニ積載量

ニ關スル制限重量検査ヲ爲シ得ル場合ニ關スル事項

c 自動車及被牽引車ニ表示スヘキ事項。

d 自動車ニ依リ牽引シ得ル被牽引車ノ數、竝ニ他ノ

自動車ヲ牽引スル場合ニ關スル事項。

e 側車ニ附セサル自動自轉車ノ乘車定員、及其ノ乘

車方法ニ關スル事項。

i 本章ノ規定ニ基キ、自動車ノ速度ニ關スル事項。

第二十四條 自動車ハ法律、規則又ハ施行細則ノ定ムル所

g 制動機ノ數及其ノ性質、消音器、操向齒車及制動機ノ効力竝ニ其ノ検査ニ關スル事項。

ニ從ヒ、凡テ一個ノ車輛又ハ特種ノ自動車ト看做サレ、之ニ關スル法令ノ適用ヲ受ク。

h 信號、保安裝置及其ノ用法、竝ニ之等ノ検査ニ關スル事項。

第二十五條

i 大臣ノ認定ニ依ル自動車又ハ被牽引車ノ道路上ニ於ケル使用ノ承認、及一般取締規則ニ適合セサル車輛ニシテ、試験若ハ試運轉ノ爲造ラレタルモノ又ハ改良セラレタル特殊型ノモノノ認可ニ關スル事項。

一 本章ノ規定ニ於テハ、何人ト雖公共ノ妨害トナルヘキ構造又ハ用法ノ自動車ヲ道路ニ於テ使用スルコトヲ認メラレス。且成文法若ハ慣習法ニ於テモ亦、斯クノ如キ車輛ノ運轉手及所有者ノ責任ヲ問フヘキ規定ナシ

j 運轉手免許證、及其ノ登録竝ニ再下付ニ關スル事項、英國ニ居住セサル者ニ對スル免許證ノ交付ニ關スル特例、免許證ノ細目ニ關スル委員會相互間ノ通知、警察當局ノ便宜上運轉手免許證ノ保有若ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラレタル者又ハ其ノ停止中ニ係ル者ノ細目ノ作成一人ニ免許ノ禁止ニ關スル事項

二 メナイ橋ノ上ニ於テ自動車ヲ運轉シ若ハ之ヲ渡ラムトスルトキハ、大臣ノ制定スル取締規則ニ規定セラレタル制限ニ從フコトヲ要ス。本條ノ違反ハ之ヲ處罰ス。

但シ異ル種類ノ車輛、又ハ異ル狀態ニ在ル車輛ニ對シテハ異ル規定ヲ設クヘキモノトス。

三 一八六二年テムズ河堤防條例 (The Thames Embankments Act) 第四十一條ノ規定ハ、之ヲ重自動車、輕自動車、自動自轉車及傷病者用自動車ニ適用セス。

但シ本章ノ規定ヲ除ク外右條項ニ影響スル規定ナシ

第二十六條 本章ノ規定ハ左ノ修正ノ下ニ、之ヲスコツトランドニ通用ス。

a 一八八九年地方廳條例 (Local Government Act)

第二十七條

一八八八年ノ地方廳條例ニ代ハルヘキモノニシテ
一九〇〇年都市委員會條例 (Town Councils Act) ノ
一八七五年ノ公共保健條例 (Public Health Act) ニ
代ハルヘキモノトス。

b 『卽決裁判所』 (court of summary jurisdiction) ハ

執行官 (Sheriff) チ意味シ、『市邑』 (borough) 及『自治市邑』 (municipal borough) ハ道路ノ管理權ヲ有スル都市、『行政區』 (County borough) ハ警察上ノ目的ニ依リ一定セラレタル區域ニシテ、最近ノ國勢調査ノ結果人口一萬五千以上ヲ有スル地域ヲ意味ス

c 道路其ノ他公共的ノ場所ニ於ケル車輛ノ管理中、泥酔セル場合ニ關スル一九〇三年ノ免許條例 (Licensing Act) 第七十條ノ規定ハ、公道其ノ他公共的ノ場所ニ於ケル車輛ノ管理中、泥酔セル場合ニ關スル犯罪ヲ規定シタル一八七三年ノ免許條例 (Licensing Act) 第十二條ニ代ハルヘキモノトス。

一 本法別表第二號第一部ニ記載スル各法令ハ、該別表

第三欄ニ列舉セラレタル範圍迄廢止セラル。

二 前號ニ依リ廢止セラレタル法令ニ基ク取締規則、命令又ハ免許證ハ、之ヲ本章ノ規定ニ基クモノト眞做ス

但シ

a 一八九六年公道用自動機關車條例 (Locomotives

on Highways Act) 第四條、又ハ一九〇三年自動車條

例 (Motor Car Act) 第九條ニ基キ、自動車ノ速度ヲ

一時間二十哩以内ニ制限シタル取締規則ノ條項ハ、

本法實施後十二箇月間ニ限り、之ヲ有効トス。

b 一九〇三年自動車條例 (Motor Car Act) ニ依リ

交付セラレタル運轉手免許證ハ、本法ノ施行ニ依リ

テ其ノ有効期間ヲ延セラルルコトナシ。但シ本章ノ

規定ニ依リ交付セラレタル免許證ト雖、自動車條例

ニ依リ裏書セラルベカリシ事項ハ之ヲ記入スベキモ

ノトス。